

(就労 A/B ・ 就労移行支援対象) 就労選択支援について

令和7年度指定障害福祉サービス事業所に係る集団指導

鳥取県中部県民福祉局福祉課

就労選択支援とは

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス。

具体的な支援内容

就労アセスメントの方法を活用し、就労に関する適正、意向の整理、本人への情報提供、作業場面等を活用した状況把握等を行う。

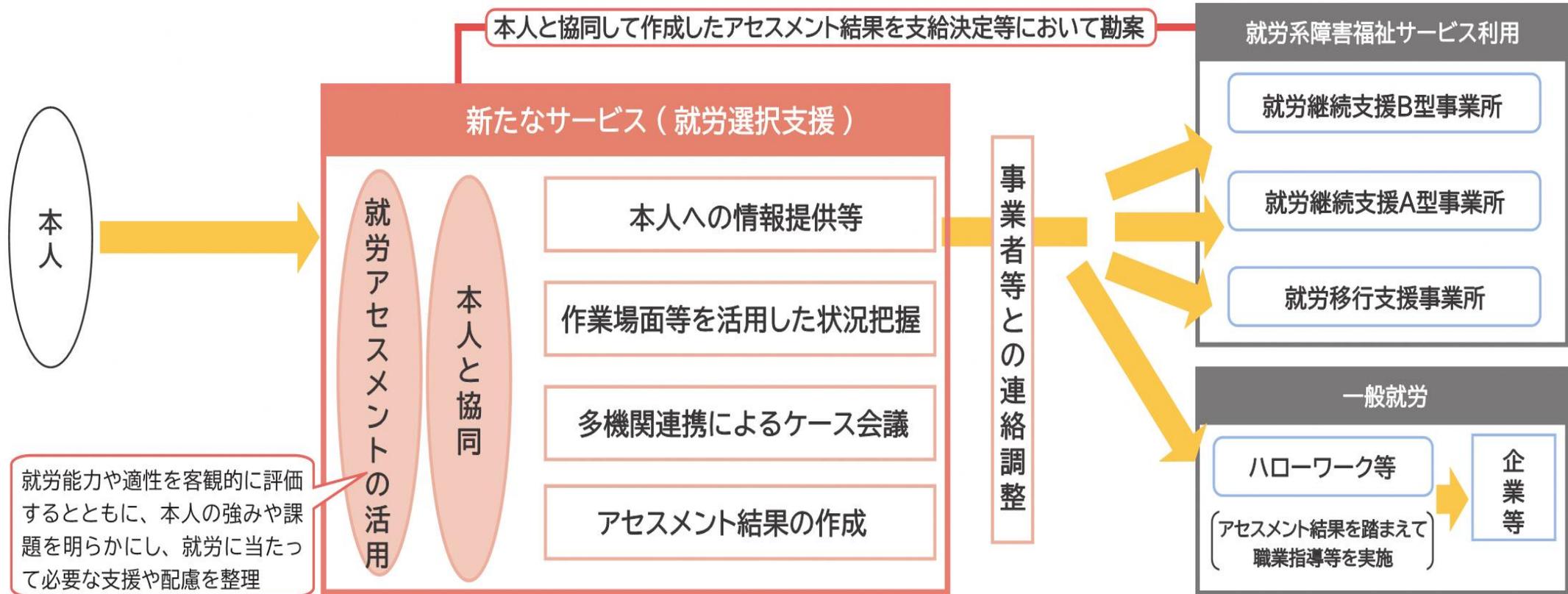
アセスメント結果の作成にあたり、多機関連携によるケース会議を開催し、担当者からも意見を聴取。

アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関と連絡調整を実施

その結果を本人にフィードバックし、本人と一緒に将来の働き方などを考え、必要に応じて事業者等との連絡調整を実施する。

就労選択支援のイメージ

【就労選択支援のイメージ】



利用対象者

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者） 	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px;"> 令和 9 年 4 月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者 </div>
就労移行支援		希望に応じて利用	

※既に就労移行支援を利用しており、標準利用期間を超えて利用する意向のある者のうち、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性があると判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用を原則としない。

👉 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合や、利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用が認められます。

指定基準（１）

<実施主体>

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援A・B型事業所

<要件>

就労移行支援または就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、**過去 3 年以内**に当該事業者の事業所の**3人以上の利用者**が新たに通常の事業所に雇用されたもの、（※）その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験および実績を有すると都道府県が認める事業者

※同一市区町村内に就労選択支援事業所が存在しない場合であって、就労移行支援又は就労継続支援事業者が、指定申請前の**過去 10 年間の任意の連続する 3 年間に合計 3 人以上**の利用者が新たに通常の事業所に雇用された場合。

※就労移行支援事業所等の事業運営が3年に満たない場合であっても、**就労移行支援事業所等の利用を経て新たに通常の事業所に雇用された者が合計 3 人以上**いる場合。

指定基準（2）

＜設備基準＞

・ 訓練・作業室

- ➡ 利用者の特性や訓練の内容に応じて、適当な広さ、数を確保すること。
作業に必要な機械、器具等を備えること。

※運営に支障がない場合、他事業所の設備を使用可能。

・ 相談室（多目的室と兼用可）

- ➡ プライバシー保護のため、間切り等を設置すること

・ 洗面所・便所

- ➡ 利用者の特性に応じたものであること。

・ 多目的室、その他運営に必要な設備

◎ 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備については、支援に支障がない場合、他事業所と兼用可能。

指定基準（3）

<人員配置>

○管理者

➡原則として、管理業務に従事するもの（業務に支障がない場合は他の職種と兼務可能）

○就労選択支援員

➡常勤換算方法で、利用者数を15で除した数以上
利用者数は前年度の平均値で求める。（新規指定の場合は推定数）

➡就労選択支援員養成研修を修了していること。令和10年3月31日までは「障がい者の支援に関する基礎的研修（以下基礎的研修という）」又は「基礎的研修と同等以上の研修」の修了者を「就労選択支援員」とみなす

👉 就労選択支援員養成研修専用サイト（厚生労働省HP）

<https://sentaku-yousei.mhlw.go.jp/>

人員配置の注意事項

○他事業所との兼務

就労選択支援事業所の就労選択支援員は、利用者に支障がない場合、一体的に運営する他事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型）の直接処遇職員と兼務可能。
一体的に運営する事業所と兼務を行う時間については、就労選択支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入可能。

	一体的に運営する事業所	就労定着支援	就労選択支援	兼務可否
兼務例①	直接処遇職員 (8 H/1人)	就労定着支援員 (8 H/1人)		○
兼務例②	直接処遇職員 (8 H/1人)		就労選択支援員 (8 H/1人)	○
兼務例③	直接処遇職員 (8 H/1人)	<u>就労定着支援員 (4 H/0.5人)</u>	<u>就労選択支援員 (4 H/0.5人)</u>	○
兼務例④	直接処遇職員 (8 H/1人)	<u>就労定着支援員 (8 H/1人)</u>	<u>就労選択支援員 (8 H/1人)</u>	×

③、④について、生活介護事業所等の常勤の直接処遇職員が、**就労定着支援員・就労選択支援員同士**について、同時間帯に並行して兼務をすることはできない。

中・西部の指定状況

現在、就労選択支援を実施している事業所数

中部 0 事業所

西部 2 事業所

➡中部でも西部でも就労選択支援事業所が少なく、就労選択支援を受けることができていない状況。

参考

- ・ 就労選択支援について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56733.html

- ・ 就労選択支援実施マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001480295.pdf>

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001472116.pdf>

- ・ 就労選択支援に関するQ & A VOL. 1

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001571785.pdf>